

写

令和6年8月5日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について  
(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県各種商品、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。